

R D 最終処分場問題対策委員会協議会 議事録

平成 19 年 10 月 3 日

於：滋賀県農業教育情報センター

第 3 研修室（2 階）

<p>1 . 開会</p>	<p>岡村委員 長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、第 7 回 R D 最終処分場問題対策委員会を開催させていただきます。</p>
		<p>議事に入ります前に、まず会議の成立につきまして事務局から説明をお願いいたします。</p>
	<p>司会</p>	<p>皆さん、おはようございます。早朝よりご苦労さまでございます。</p>
		<p>本日出席していただいております委員の方々は 7 名でございます。委員総数 18 名の半数未満でありますので、R D 最終処分場問題対策委員会設置要綱第 5 条第 2 項に定めます当委員会の成立要件は満たしておりませんことをご報告いたします。</p>
	<p>山仲部長</p>	<p>ちょっとお断りをさせていただきます。</p>
		<p>前回の会議で、ご日程のいい日を 10 月まで含めてお伺いさせていただきまして、当初は、委員長がご出席いただける日、そして最大の人数の委員の方がご出席いただける日ということで本日を設定させていただきまして、あらかじめご案内をさせていただいていたんですけれども、急遽何名かの方が欠席ということでご連絡をいただきました。</p>
		<p>ご出席の委員の方々にはご予定をいただいていたし、こちらの方も追加調査の結果がまとまりましたので、早くご報告をするとともに、ご意見を伺いたい。それともう一つは、掘削調査についても、前回ご説明しましたように、ご報告をした上で取りかかりたいということもありましたので、とりあえず今日ご説明をした上でご相談をさせていただきたいということで、今申し上げましたように協議会という形をお願いをさせていただきました。</p>
		<p>ちょっと経緯もありますので、簡単に事務局の方から説明をさせていただきます。</p>
	<p>上田室長</p>	<p>本日は大変申しわけございません。このような事態になるということにつきましては、予想はできました。しかしながら、次回以降の対策委員会の円滑な進行を図っていくために、委員長と協議をさせていただきまして、協議会としての開催をお願いしたところでございます。</p>
		<p>本日配付させていただいております資料のうち、1 つは、追加調査の結果と想定される生活環境保全上の支障の整理につきましては、9 月 26 日に公表させていただいた追加調査の結果を説明させていただきまして、また欠席の委員の皆さんには、既に配付済みの当該資料に基づきまして、後日ご意見をいただきたい。このことにより、次回対策委員会における追加調査の結果につきましてのご説明は、委員の皆さんのみのご審議ということで、事務局からの事前の説明は原則として省略させていただくという形をとらせていただきたいと思うところでございます。</p>
		<p>また、2 つ目の掘削調査計画（案）につきましては、掘削の実施につきま</p>

して、周辺関係自治会への説明とか掘削工事の準備に時間も要しますことから、本日出席委員の皆様には計画案等についてご説明し、ご意見をいただきながら、その対応について協議をしていきたい。そういう思いの中で、委員長に協議会として開催をお願いしたところでございます。

また、このような状況に至りました経過につきまして、私の方から簡単に説明をさせていただきます。

今回の10月3日の日程調整につきましては、8月に対策委員会を開催させていただいたときに、各委員の皆様には、大変長い期間でございますが、9月上旬から10月下旬の間のスケジュール表を提出していただくようお願いいたしました。それに基づきまして、全委員の皆様のスケジュール表を作成し、委員長が出席可能で、追加調査の結果が判明する時期等を勘案した上で、9月下旬から10月上旬の中から、全委員18名中12名の出席をいただける日が10月3日ということで、この日を次回の対策委員会の開催日とさせていただいたところでございます。

この10月3日につきましては、相当長い期間皆様にスケジュールをお伺いしている加減もございまして、9月上旬に開催を案内させていただきましたが、その数日後に、委員の一人から、県が特定の委員を外して会議をするのなら、ほかの委員に欠席を呼びかけるとともに、委員会をボイコットする等の抗議をいただきました。

10月3日に開催させていただくことは、客観的に最も多くの委員が出席いただくことを考慮して行ったものでございますが、その後、9月18日付で正式な開催通知をお送りさせていただきましたところ、その抗議をいただいた委員さんを初めとして5名から欠席の返事をいただきまして、あらかじめ出席できないとされておりました6名のうち、1名は出席されるということでお伺いしたのですが、また本日都合が悪くなったということでございまして、合わせて11名が欠席をされることになりました。11名が欠席されますと、このような対策委員会は開催できないということでございますが、先ほども申し上げましたような理由から、委員会協議会として開催をお願いしたいということで、お願いしたところでございます。

以上でございます。

ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明がありましたように、本日は定足数に達しておりませんので、委員会は開くことができません。したがって、いろんな決定等を行うことはできませんけれども、何分時間が切迫いたしておりますので、協議を行って、検討可能な範囲で進めたいと思います。そこで、設置要綱第9条の「要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。」との規定によりまして、これを協議会として開催したいと考えますけれども、委員の皆さんよろしいでしょうか。

確認のためですけれども、本日は何も決定はないということですね。

はい。

岡村委員長

山田委員
岡村委員

長
山田委員 事務局が言われました、これで次のときに委員に説明はない、省かせてもらうというのは少しおかしいのではないですか。きっちりとやはり委員さんがおられるときに話してもらわないと。

上田室長 次回の対策委員会の中で、追加調査の結果につきまして、今まで申し上げておりました詳細な説明というのは省略をさせていただく中で、大括りの説明をさせていただくつもりではございますけれども、今まで私ども事務局が説明する時間等で相当この委員会の時間をとっておりましたので、そこは割愛をさせていただくという意味で申し上げたところでございます。

山田委員 それでは、この追加調査の結果というのはそういう簡単なものですか。新聞報道でも、1.8倍とかダイオキシン類が何ぼとか、大きい数字が出ているのに。

上田室長 そういうご意見であれば、同じように説明をさせていただくことも必要であれば……

山田委員 必要でしょう。今日の協議は協議会であって、決定権は何もない。半数にも満たない委員しか来ていないのに、次は省略するというのはおかしいでしょう。

上田室長 次回も説明をさせていただくことにさせていただきます。

山田委員 わかりました。

岡村委員 長 それでは、そういうことで、協議会として開催するということにしたいと思います。

また、会議の傍聴等公開につきましては、対策委員会の公開の原則を準用いたしまして、公開で実施したいと考えますけれども、それでよろしいでしょうか - -。

では、そのようにさせていただきます。

それでは、R D最終処分場問題対策委員会協議会としてこれより開催いたします。事務局の方から配付資料の確認等をお願いいたします。

司会 それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料 - 1 から資料 - 4 までの4種類と参考資料がございますけれども、既に委員の皆さんにつきましてはお手元に送付させていただいておりますので、今日お持ちいただいているかと思えます。資料 - 2 につきましては、訂正箇所が散見されましたので、本日すべて差しかえをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、資料編に一部追加資料をお配りしておりますので、その辺を参考にさせていただきたいと思えます。

それと、資料 - 1 の支障除去対策の検討の流れにつきましては、本日協議会ということになりましたので、本日の説明では差し控えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

岡村委員 長 それでは、これより対策委員会協議会の報告に移らせていただきますけれども、議事の進行につきましてはご協力をよろしく願いいたします。

(1)
追加調査
の結果に
ついて

卯田

それでは、報告事項1の追加調査の結果と想定される生活環境保全上の支障の整理についてご審議をお願いいたします。簡潔に説明をお願いいたします。

それでは、資料-2に基づきまして、これまでの追加調査の結果についてご報告申し上げます。

1ページの調査地点位置図でございますが、場内の12カ所、三角と丸の部分と、周辺の丸の4カ所につきまして、5月から8月にかけてボーリング調査を実施しております。これまでの委員会におきまして、ボーリング調査により埋立されていた廃棄物の種類とか難透水層の透水係数、ボーリング孔内の温度とガス濃度についてはご報告を一度させていただいておりますが、簡単にもう一度繰り返し、説明させていただきます。

3ページをおめくりください。今回追加調査で現認された廃棄物の種類につきましては、表1.1.3に挙げさせていただいております。埋立された廃棄物の多くにつきましては、許可品目が認められております。そのほかに、これまでの調査を含めると、ドラム缶でありますとか、今回の調査でも木くず、金属くず、焼却灰などが確認されております。また、難透水層の透水係数でございますが、処分場の下の部分に、その周辺に広がりを持つ深さ35~45mのところ、透水性能を持つ透水層、十分な遮水性能を持つ難透水層、今までKc0層と呼んでおりますが、この層厚が38mあるということも含めて存在を確認しております。また、廃棄物層のガス、温度の状況につきましては、定常地温、平均温度で約20度でございますが、これより10度高い30度ぐらいのところも存在することがわかったとともに、メタンガス、硫化水素、アンモニア等が確認されております。

それでは、今回事前に配付しております調査結果のうち、新たにわかりました埋設された廃棄物量の推計、有害廃棄物の分析結果、地下水、浸透水分析の結果、経堂池の底質分析調査の結果、あわせて焼却炉に残る残留物のダイオキシン類の分析の結果について報告をいたします。

4ページをおめくりいただけますでしょうか。こちらの方に、今回の追加調査で埋め立てられた廃棄物量の推計をしております。埋め立てられた廃棄物の層厚につきましては、RD処分場の許可申請図面よりも概ね5m程度深く埋められていることがわかりました。場所によっては10mを超すところも存在が確認されました。

状況につきましては、5ページに申請時計画を超過する埋立廃棄物の推定層厚をかかせていただいております。中央部のところとその上の場所、および赤もしくは橙色等がかかっている場所については、計画の高さよりも10m以上深く掘られているというところでございます。処分場の許可容量については400,000m³でございましたけれども、今回改めて推計された廃棄物量については726,000m³でございまして、覆土の分を差し引くと約714,000m³ということになります。

次に、資料の6ページ以降で、これまで検出された有害物質の検出状況についてご報告いたします。

有害産業廃棄物につきましては、特別管理産業廃棄物に該当するもの、判定基準を上回るものについては、分析をいたしまして、ないということを確認しております。既往の調査結果につきましては、表 1.2.1 および表 1.2.2 に示しておりますけれども、これまでの結果につきましては、網掛けしている部分について、フッ素、ホウ素については一部環境基準を超過して検出されるものがございました。また、鉛につきましては、土壤汚染対策法に定める指定基準、含有量基準でございますが、150mg/kg を超えるものが確認されております。

今回の検出状況につきましては、もう1枚めくっていただきまして、7ページおよび8ページの方に載せさせていただいております。今回の追加調査の溶出量試験の結果については、表 1.2.3 に載っております。含有量試験については、右側の表 1.2.4 に示されております。全層混合といたしますのは、ボーリング試料の上層から下層まで、覆土ではない部分の廃棄物層につきまして、1mごとにサンプリングしたものを混合しております。また、3m混合のものについては、ボーリング孔の孔内温度を3mごとにはかっておりまして、その温度の高い部分の3m層の混合試料を分析しております。

これらの分析結果におきましては、有害産業廃棄物の判定基準を上回るような特別管理産業廃棄物に相当するものはございませんでした。また、これまでの調査結果と同じように、フッ素、ホウ素、ダイオキシン類を含めまして、過去には土壤環境基準を超えるものもございましたけれども、今回の調査の中においては、土壤環境基準を超えて検出されているものはございませんでした。また、以前ですと鉛が含まれているものがございましたけれども、鉛につきましては、指定基準、含有量基準を超えるものは確認されておられません。また、有機物分析といたしまして、強熱減量とCODsed - -これは泥のCODでございますが - -を分析しております。ボーリング孔内の温度とこれらの有機物との相関については認められておりません。

9ページをお願いいたします。こちらの方は、強熱減量とCODsedとの相関関係等々を示させていただいたものでございます。強熱減量に占めるCODsedの割合 - -強熱減量といたしますのは、含まれる試料を燃焼させて減る量でございますが、この量を有機物と仮定しております。この中に占めるCODsedとしてカウントされる有機物につきましては、その割合が2.5%から9.3%ぐらいでございますが、今回調査した廃棄物中には、分解されやすい物質としてのCODsedの比率についてはそれほど高くない、低いということが確認されております。

また、これらの全層の分析は今報告させていただいたところでございますが、揮発性有機化合物および焼却灰、油分についても分析をさせていただいております。それぞれボーリングの際に異常が認められたもの、例えば廃棄物が焼却灰の様なものがあるかないか、もしくは油分、油臭等がしたものについては確認をしております。

また、これまでシス - 1,2 - ジクロロエチレンが検出されておりますので、

揮発性有機化合物であるかどうか疑われるものについては改めて分析しております。表 1.2.5、8 ページに戻っていただくわけですが、こちらの方で、揮発性有機化合物が含まれているかどうか疑われた 16 検体、場所としては A - 2 から E - 4 までの 10 カ所ですが、異臭等が認められて混入等が予想されたものを分析しておりますが、これらの試料では VOCs（揮発性有機化合物）については溶出試験においては検出されておられません。

また、ボーリングコアから D - 3 の深さで焼却灰等が見つっておりますので、焼却灰がまざっているものと若干混入しているものを含めまして、表 1.2.6 に廃棄物の 3 成分組成と蛍光 X 線の分析の結果を載せさせていただいております。D - 3 については、層厚が 80cm の乳白色のものが認められておりますけれども、その他の層につきましては、若干混入しているもの、もしくは土壌と一緒に合わさっているものでございますので、量としてはそれほどございませんでしたけれども、これらについて分析した 12 検体の試料の結果を書いております。特に D - 3 の 1 ~ 2m、E - 4 の 8.05 ~ 8.20m の部分については、酸化カルシウム - - CaO の含有率が約 50%まで占めておりますので、これらについては焼却灰と推定されます。ほかのものについても、焼却灰の可能性が推定されるという結果が得られております。なお、80cm の層厚で確認された D - 3 のダイオキシン類の分析につきましては現在行っているところで、本日はご報告できない状況でございます。

次に、表 1.2.7 に油分の分析、TPH 試験で分析しておりますが、掘削中に油臭とか油相当と考えられるものにつきましては、別途サンプリングいたしまして油分分析をしております。A - 2 から E - 4 までの黒色の泥状のものでありますとか、油様の臭気がわずかに確認できたものについての 16 検体の分析結果でございます。12 試料で 300 ~ 2,600mg/kg の油分が検出されておりますが、油がしみ出てくるようなもの、油分を 5%含むというようなものについては存在いたしておりません。

次に、ページをめくっていただきまして、13 ページになります。こちらの方では、地下水位の等高線から流動方向の推定をした結果を載せさせていただいております。13 ページに載せさせていただいておりますのは、これまで掘った観測井戸、新たに掘った新設の観測井戸を用いまして、平成 19 年 6 月 26 日、27 日の Ks2 層の一斉測水の結果から等高線等を引いております。等高線に直交する方向が流れ方向、低い方へ流れるということで、矢印で流向を示させていただいております。

次のページの図 2.1.4 につきましても、平成 19 年 8 月 24 日の一斉測水のデータから水位の等高線図を引かせていただいております。これからも推定されますように、処分場周辺では南東方向から北西方向への地下水、Ks2 層の流れ、また市 No. 3 および市 No. 7 の観測井戸付近につきましては、この流れと逆の方向、南東方向に向いているということを確認させていただいております。

続きまして、地下水調査および浸透水調査の結果でございますが、これまでの結果および今回の調査結果を15ページの表2.2.2に表わさせていただいております。これまでの地下水調査結果からでございますと、網掛けの部分については基準を超過した部分が載っているわけでございますが、ヒ素とか総水銀 - - これは経堂池の下流でございます。また、鉛、ホウ素、シス - 1,2 - ジクロロエチレン、ダイオキシン類、CODが、これまで安定型処分場の維持管理基準および環境基準を超過して検出されております。今回の調査結果におきましては、ヒ素、総水銀 - - 総水銀はD - 2のKs2層から確認されております。また、鉛、ホウ素、ダイオキシン類、CODがこの基準値を超過して検出されたことが確認されました。

また、浸透水、これは処分場の中でございますけれども、こちらの方の一覧表につきましては18ページになります。表2.3.1、浸透水の基準超過項目の表でございますが、こちらも基準を超過したものについては網掛けをしております。既往調査におきましても、ヒ素、総水銀、鉛、ホウ素、フッ素、シス - 1,2 - ジクロロエチレン、ベンゼン、ダイオキシン類、CODが基準値を超過して検出されておりました。今回の調査は、この表の下段に表わしているA - 2からE - 4のデータでございます。こちらの方からも、ヒ素、総水銀、鉛、カドミウム、ホウ素、フッ素、PCB、COD、ダイオキシン類が基準を超過して検出されました。

なお、カドミウム、PCBにつきましては、今回浸透水から初めて検出されております。また、ダイオキシン類の項目を見ていただきますと、これまでよりも高い濃度で検出されております。帯水層ごとで整理いたしますと、Ks2層からはヒ素、水銀、鉛、ホウ素、シス - 1,2 - ジクロロエチレン、COD、ダイオキシン類等が検出されております。また、Ks1層からもヒ素、鉛、ホウ素、ダイオキシン類が検出されていることが今回の調査でわかっております。

次に、経堂池の底質でございます。20ページをお願いいたします。経堂池の底質の調査をした場所につきましては、図3.1.1にあります。採泥の地点については4地点、最も処分場に近い側のNo.1 - 1については表層と下層、表層については10cmまでの深さ、下層については10~30cmのところではサンプリングをしております。既往調査につきましては、平成11年9月8日の試験結果についてもあわせて20ページに載せさせていただいております。

既往調査では、総水銀、鉛、クロム、ヒ素、セレン、ダイオキシン類が含有されておりましたけれども、溶出試験では、後ほど説明いたしますが、検出されておられません。今回の調査では、総水銀、カドミウム、鉛、クロム、ヒ素、PCB、フッ素、セレン、ホウ素、ダイオキシン類、および今回ビスフェノールAを分析いたしましたけれども、これら含有していることが確認されました。検出された濃度につきましては、土壌や底泥等に一般に確認されている濃度であるということが確認されております。また、環境基準や暫定除去基準を超えるようなものはございませんでした。特にビスフェノー

ルAにつきましては、平成8年から平成16年まで国の方で実施しております公共用水域の底質調査結果で検出した濃度範囲、不検出から0.60mg/kgの間にある範囲内で検出されております。

溶出試験につきましては、もう1ページめくっていただきますと、これまでの既往調査が載っております、その次でございますけれども、22ページの左側、これまでやっております溶出試験の結果と、今回含有試験で検出された項目等について溶出試験を実施しております。溶出試験におきましては、カドミウム、ヒ素、ホウ素がわずかに検出されておりますけれども、水質に影響を及ぼすようなものとは考えられないと思っております。

また、栗東市さんの方で同日、底質の調査をした日に水質調査を実施していただいておりますが、その結果についても載せさせていただきます。あわせて、既往調査の分も含めまして、22ページの表3.1.3に載せさせていただきます。これまでと同様、既往調査においては、ホウ素、フッ素、ダイオキシン類が環境基準を下回って検出されておりますが、今回の調査も同じような結果を得ております。また、農業用水基準、これには法的拘束力はございませんが、委員会の方で比較してはどうかというご意見がございましたので、農業用水基準と比較いたしますと、COD、全窒素 - - 本来ならケルダール窒素でございますけれども、これらと電気伝導率が農業用水基準を超えていることが今回も確認されております。

次に、焼却炉のダイオキシン類分析についてご説明をさせていただきます。ページの方は進んでいただきまして、26ページからになります。表5.1.1で説明させていただきますけれども、予定していたところでサンプリングができない部分もございましたので、赤字で訂正させていただいております。冷却塔の下部では付着物と焼却灰、集じん機上部については付着物とばいじんの分析、燃焼炉の下部については付着物だけ分析しております。あわせて、ロータリーキルンでは残留物について分析をしております。

分析結果につきましては、もう1枚めくっていただきまして、27ページで一覧表にさせていただきます。南側焼却炉というのは、大きな乾留炉の方でございます、付着物では2.4ng-TEQ/gから、最大、特別管理産業廃棄物に該当する3ng-TEQ/gの基準値を1,300倍超える3,900ng-TEQ/gというものが確認されました。焼却灰についても基準を超える10~39ng-TEQ/g、残留物、ばいじんについても13~24ng-TEQ/gで検出されております。なお、灰出しピットで確認されている雨水、汚泥につきましては、雨水の方は1.8pg-TEQ/Lで、環境基準の1pg-TEQ/Lを超えておりますけれども、排水基準である10pg-TEQ/Lは超えていないという状況でした。汚泥につきましては0.69ng-TEQ/gでございます、特別管理産業廃棄物の基準の3ng-TEQ/gを下回る値でございます。

また、東側の焼却炉は、木くずの専用炉と言われておりまして、いずれも基準値を超えておりませんが、1.2ng-TEQ/gの付着物、焼却灰では0.45ng-TEQ/g、ばいじんについては、かなり下回っておりますが、0.0019ng-TEQ/g

というような値になっております。この3 ng-TEQ/g、特別管理産業廃棄物に該当するものでございますが、これに相当するものが炉内に残留することについては今回の調査で確認されております。

なお、試料採取につきましては、閉鎖されている灰出し口から内部に作業員が入りまして、残留物でありますとか、また炉内に付着するものにつきましては、金属製の器具で削り取って採取したものでございます。風雨等については、飛散するものではないと考えております。

以上、今回の追加調査でわかりました内容について概要を報告させていただきました。

岡村委員
長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明に対しましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

乾澤委員

栗東市の乾澤でございます。2点について申し上げたいと思います。

まず1点目は、地下水の流動方向でございまして、13ページ、14ページにございます。この13、14ページでは、経堂池より下流では、その上流とは正反対の方向に赤の矢印をされております。このところに、先ほどから説明がありましたように、市の観測井No.3とNo.7の2つの井戸、赤丸がございましてけれども、そこが観測井戸でございまして、いずれも水銀が観測されております。この井戸につきましては、この間は約100mございましてけれども、地層的には、11ページに柱状図がございまして、この柱状図では、Ks2層は、層の上部が約8m、下部では約6mの傾斜というか落差があるところでございまして、この矢印からいくと、低い方から高い方に流れていくような感じにとれますけれども、その辺はどうかということでございます。

それと、No.3とNo.7のいずれの井戸も自噴をしております。経堂池直下のNo.7では地盤面から50cm～1m、No.3においては約5m自噴をしている井戸でございまして、何らかの圧力が加わっているものと考えますけれども、こういった井戸をどう考えるかというところがあるかと思っております。それと、6月と8月の水位差を用いておられますけれども、7月にされた調査のところでは、逆に経堂池側のNo.7の方が高くなってございます。それと、この合流した地下水は今度はどこへ流れていくかという問題もあるかと思っております。この辺の流動方向について、いささか疑問の部分がございます。

2つ目は、No.3、No.7の井戸の水銀の考え方でございます。先に述べました流動方向との関連もございましてけれども、No.3、No.7ともに、水銀のほかにシス-1,2-ジクロロエチレンが検出されておりますし、電気伝導率も高い状況にございます。また、17ページにありますヘキサダイアグラムからも、処分場の周辺と組成的には似ております。今回の処分場内の浸透水からも水銀が検出されておりますので、処分場による影響の可能性が高いのではと考えるところでございます。

なお、ろ過後に出ている処分場とは化学的に形態が異なるということでされておりますけれども、No.3では35回中6回がろ過後に出ておりますが、

岡村委員
長
谷本

No. 7ではる過後は一度も検出されておりません。こういった考え方でいけば、No. 7は処分場、No. 3は他の影響ということになってしまうわけでございますし、このNo. 3のろ過後は、溶存態というより、微粒子という考え方ができないだろうかと思います。

いずれも、流動方向、水銀の問題、また自噴しているNo. 3、No. 7の井戸の問題等について、総合的な面からご検討をお願い申し上げたいと思います。専門的な観点からの議論をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

事務局、何かございますか。

まず、流向についてですけれども、今回ここに示させていただいている13ページ、14ページの平面図につきましては、地下水の一斉測水におきまして、その水頭から読み取れる地下水の流れを示させていただいているということでございます。はかり方につきましては、市No. 3とNo. 7については自噴しております関係で、井戸のところに栓がついておりまして、その栓にホースをつなぎまして、そこから鉛直方向にホースを立ち上げまして、そのときの水頭をはかっております。ですから、今委員さんがおっしゃったような、特別自噴しているからこのはかり方がおかしいということではないと思っております。

それと、現在までに5回それぞれ水頭をはかっておりますし、この9月の末にももう一度地下水の水頭をはからせていただきました。そのときの結果を簡単に申し上げますと、8月24日のデータに示させていただいておりますとおり、全く同じ傾向でございまして、市No. 3の方が市No. 7より水頭差が高いという結果になっております。その結果から申し上げますと、このようにしか今のところ流れている方向は確認できないと考えられます。

ただ、今引かせていただいている流れにつきましては、当然水頭差をもとにコンターを作成し、それに直交するような形で地下水の流向というふうに表わさせていただいておりますが、この付近の井戸につきましては、市No. 3とNo. 7の2カ所の井戸しかございません。ですから、その2点の水頭の高低差を確認しますと、このようにしか今のところ読み取れないということでございます。この付近にもう少し多くの井戸があったり、ほかの箇所にも何らかの井戸がある場合には、当然それぞれの水頭差で、全体にもう一度水位のコンターを見直しまして、それによって地下水の流れを求めることはできませんけれども、いかんせんこの2点にしかありませんので、今のところこの高低差で向きを出させていただいているというのが現状でございます。

この辺につきましては、次回の部会で、もう一度現状の評価と、対策工の手前の生活環境保全上の支障とかを整理いたしますので、また議題に取り上げさせていただきまして、部会の方で検討していきたいと考えております。それと、水銀につきましても、同じように部会の方で考えていきたいと思っておりますし、確かに市No. 3とNo. 7につきましても、シス-1,2-ジクロ

ロエチレンが基準値以下ではありますけれども確認されているという現状もありますので、その辺も踏まえまして、部会の方で検討していきたいと考えております。

乾澤委員

はかり方がおかしいということは申し上げていないんです。層的にこれだけの落差のある状況、また自噴している状況から、こういった水位の等高図だけの判断で流動方向がこうなんだということを決められるというか、そういう形でいいのかということをお願いしているところがございますので、その辺については、今申されたように、専門部会の方でご議論を賜ればと思います。

岡村委員
長

ほかにいかがでしょうか。

勝見委員

先ほどのご説明では、10ページから12ページのご説明がなかったんですけれども、それは何か理由があつてのことなんでしょうか。主にここはKc0層の厚さが十分あって、透水係数も低いですよというような論点かと思うんですけれども、12ページの表を見てみますと、ちょうど真ん中あたり、B-2のKc0層の透水係数は 3.3×10^{-6} で、決して低くはない。それから、上の文章を見ますと、右側の2段落目で「特にKc0層は、層厚38mを有していること」と、38mというぐあいに限定的に書かれていますけれども、38mだったら38m、あるいは遮水性がある、その辺の議論の根拠を教えてくださいたいと思います。

谷本

まず、Kc0層の層厚につきましては、市No.1のボーリングにおいて確認されております。処分場全体にわたっての議論は当然あるわけなんですけれども、市No.6の井戸につきましても、ボーリング柱状図で見ますと、上のところは処分場周辺と整合しないんですけれども、地中部に参りますとある程度整合する部分が出てきておりまして、そこでも粘土層の層厚が概ね30m以上は確認されている状況にありますので、一応このような形で書かせていただいております。

それと、 10^{-6} に関する議論でありますけれども、処分場を設置する場合の地盤の値、遮水性能を有すると考えられる地盤という判断がございまして、その場合の透水係数につきましては 10^{-5} というオーダーでありますので、それより小さい値になっておりますので、遮水性能を有するというふうな形でここに記載させていただいているところでございます。

勝見委員

まず、層厚のことは、今回資料を送っていただいたときに記者会見資料というのあわせて送っていただいております。先日、26日に記者会見されたんですが、そこでは何の前提条件もなしに層厚は38mあると書かれていますよね。あくまでこの市No.1のボーリングで38mなんだというぐあいにしていただかないと、どこへ行っても38mをちゃんと確保できると誤解されないかなというのが気になりました。

それから、透水係数、遮水性の問題は、 10^{-5} 以下というのが基準であれば、それはそれでいいとは思いますが、Kc0層の中でも高いところがあ

る、低いところがあるというのをもう少し考慮に入れられて、層の境界のところは砂質もまざっているから若干高い値も出ている、それでも遮水の基準はクリアしている、大多数の部分は粘土が主体だから遮水性はあるだろうと、そんな形で、遮水性のところをきっちり論理的にまとめていただきたいと感じました。

谷本 今、先生にご指摘いただいたとおり、もう少し深度等のことも勘案しまして、記述につきましては修正させていただきます。

岡村委員長 ほかにかがでしょうか。

島田委員 資料の9ページ、有害産業廃棄物の有無についての最後のまとめの記述のところについて質問があります。9ページの右の半分の一番下の2行、「前出の表1.2.1～表1.2.5に示したとおり、既往ならびに追加調査含めて全ての有害物質について基準に適合していた」という記述なんですけれども、6ページの既往の含有量試験の鉛のところとの関係はどのように整理して考えればよろしいのでしょうか。

卯田 これにつきましては、表1.2.2の方でございますが、こちらの含有量の分析につきましては、土壤汚染対策法に基づく指定基準の含有量基準を超えたものということで網掛けをしております。9ページの方の表記につきましては、処分場の中については廃棄物処理法の中で考えるということでございましたので、廃掃法に基づきまして有害廃棄物に該当する判定基準を上回るもの、これらにつきましては溶出基準で判定するものがございます。ダイオキシン類については含有量でございますが、溶出基準で判定するものが有害廃棄物、特別管理産業廃棄物に相当するものということで整理をさせていただいておりますので、鉛が150mg/kgを超えるものが見られますけれども、有害廃棄物に該当するものはないということで整理をさせていただいております。

島田委員 そのようなことがわかるように資料を記述した方がいいかなと思いますので、以降ご留意いただければと思います。

卯田 ありがとうございます。

岡村委員長 ほかにかがでございましょうか - -。

長 それでは、ほかにございませでしたら、報告事項1の審議はこれぐらいにしたいと思います。

次に、報告事項2、掘削調査計画(案)についてですけれども、これにつきまして事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

上田室長 それでは、資料-3に基づきまして、掘削調査計画(案)について説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。まず、掘削調査の目的を書かせていただいておりますけれども、不適正処分の状況を調査することにより、生活環境保全上の支障除去の検討および不適正処分を行った事業者等の責任を追及するというところで整理をさせていただいております。

(2)
掘削調査
について

2の2.1につきましては、その場所の選定方法について概要を書かせていただいております。1つは埋立経緯・状況の把握をすること。それから、県が元従業員へ照会をすること。それから、これは住民団体さんからの資料が主でございますけれども、元従業員さんの証言について私どもがチェックをさせていただくこと。それから、今説明させていただいた追加調査の結果に基づきまして、調査が必要と考えられるところについて検討する。そして、私ども、RD社の内部資料を破産管財人からお預かりいたしております、そのRD社の資料も確認しながら、ドラム缶等違法廃棄物の埋立時期および埋立箇所の推定をしていきたいと考えております。

資料の2ページをご覧くださいと思います。私どもは、まず第1次情報といたしまして、元従業員さん約90名に文書の照会をさせていただきました。その結果、ご協力をいただきまして、文書による回答をいただいた方もございますし、現地でここにこういうものが埋まっているだろうということの証言を得たものがございます。そういう証言を得たものをもとに、過去の埋立経緯とかそういうものを参考にこの資料をつくらせていただきました。

まず、のブロックをご覧くださいと思います。のブロックにつきましては、この下が、平成17年の9月に、ドラム缶が105個、一斗缶が69個出てまいったものでございます。これにつきましては、ここは法面になっているところでございますが、幅10m、奥行き15mの掘削を2カ所でしまして、ドラム缶の埋立状況がどうなっているかということの把握をいたしたいと思っております。航空写真等から申し上げますと、この西市道側の法面は平成5年から7年の間にさわられた形跡がございます。平成5年から7年にさわられた経緯がございますし、またRD社の内部資料では、そのドラム缶の管理については、平成8年ごろからドラム缶の管理に関するマニュアルをつくっているような経緯もございまして、平成5年から8年の間にここがさわられていることから、ここも掘って、および西市道側からドラム缶が出てきたことについて調査をしたいと思っております。

次に、のブロックをご覧くださいわけでございますが、のブロックにつきましては、ケーシングにより、左側については6カ所、右側については2カ所、ケーシング調査をしてはどうかということで整理をさせていただいております。左側6カ所につきましては、文書の照会に答えていただいたところございまして、このあたりに汚泥を投棄したというふうな証言がございます。現在、シス-1,2-ジクロロエチレンが生活環境保全上の支障とされているんですが、この汚泥の埋め立てがその原因ということも考えられますことから、ここをケーシングで掘りまして、状況を調査したいと考えております。のブロックの右側につきましては、大きな穴があいているというふうな従業員さんの証言もございますし、また住民団体からの情報では、医療系廃棄物がこのあたりに埋められているという情報もございます。ここは、平成元年以降に、まず採石許可を得て掘ったところございまして、掘っているときに住民さんが見られて、深い大きな穴というふうに思われた可

能性もございますので、また医療系廃棄物が埋まっているという住民団体の証言もございますので、ここを2か所掘っていきたいと思っております。

次に、 のブロックにつきましては、追加調査の結果、約 1.0m から 1.8m の間に焼却灰のようなものが埋め立てられているということがわかっております。この焼却灰等については、現在ダイオキシン類の調査をいたしているわけですが、この焼却灰の状況につきまして、ここの部分の状況を把握するために、重機による掘削を行いたいと考えております。

次に、 のブロック、上でございますが、ここにつきましては、私どもが直接お会いした方から、ここの焼却炉のコンクリートをめくるとドラム缶が埋まっているという証言を得ておりますし、また住民団体さんからの情報では、焼却炉の周辺もしくは下は焼却灰だらけだというふうな証言もございませうことから、このA、B、Cのところについて重機による掘削をさせていただきまして、その状況を把握したいと思っております。

この のブロックについての掘削深度でございますけれども、第5回の委員会でRD最終処分場の推移という資料をお配りさせていただいたんですが、時間の関係でその処分場の推移についての説明はさせていただいておりません。今ちょっと簡単に説明をさせていただきたいんですが、先ほどの資料-2の5ページをご覧いただきたいと思っております。ご案内をさせていただきましたように、第5回の資料-4をお持ちの委員さんは、その3ページをお開きいただきたいと思っております。先ほど説明させていただいた5ページに基づいて説明させていただきたいと思うんですが、ここに破線が入っております、昭和55年時範囲ということが書いてあります。これは、当初の許可範囲でございます。そして、昭和60年に許可範囲がこういう形になってきたという経過を示しているところでございますが、航空写真等、そして私どもが埋立経緯を調べたところによりますと、この焼却炉が建っているところは、平成元年以降は現在の地面に埋め立てられていたというふうに推定をいたしております。平成元年には今の地盤になっていると。そして、ダイオキシン類が出てきた焼却炉がこの右側にあるんですが、その焼却炉は平成元年に建ったものでございます。私ども、そのドラム缶につきましては、焼却施設を運転したときに、廃油とか廃アルカリとか、そういうものがドラム缶で搬入されてきたらうと。そういうことであれば、 のブロックの焼却炉は、実は平成7年に建っているものでございまして、それ以前に埋め立てをされたということであれば、例えば20m、30m掘るということになると、相当の廃棄物はその処分場の上になって、またこのあたりは廃棄物の作業をしている場所でもありましたことから、多分そんなに深くは掘っていない。しかも、証言の中では、めくってすぐにあるということで、重機による掘削を5m程度までやれば、その不適正処分があれば判明すると考えて、重機で5mを掘るというふうに考えております。

次に、 のブロックについては、焼却灰をこの入り口付近に埋めたという証言を私ども得ておりますことから、この入り口付近につきまして、重機に

よって掘削をして、その状況を明らかにしたいと考えているところがございます。

資料の3ページをお開きいただきたいんですが、これは、現状写真に組み合わせて、大体このようなところを掘削していくということで、わかりやすくしたものでございます。そういう形で、もう一度申し上げますと、については重機により掘らせていただく。それから、のブロックにつきましては、ケーシングにより掘りたい。あと、、につきましても、重機による掘削を行いたいと、そういうふうな計画で考えております。

資料の5ページ以降に、その調査方法について、どういう形で調査をするのか、また廃棄物が飛散しないためにどういう養生をするのかというふうなことを書かせていただいておりますが、この部分については説明を省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

岡村委員
長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対してご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

樋口委員

2ページに今回の調査の位置が入っているんですけども、例えばブロックの手前の方は以前も掘削されているわけですね。

上田室長

3ページの写真で説明をさせていただきますと、上部の部分で覆土、色が変わっているところがございます。中央から左側の方で、白く見えるところがございます。ここは、改善命令で深掘り箇所の是正をさせたところでございます。この部分については重機による掘削を行っております。約40,000m³です。

樋口委員

それは結構なんですけれども、2ページの方に今まで掘削されたところも表示していただくと、今までとの関連がわかるということで、できればわかりやすくするためにそれを入れていただきたいと思います。

上田室長

わかりました。そういうふうにさせていただきます。

乾澤委員

証言とか資料の提供というところでこの場所を選定されているということなんですけれども、その辺、あった内容は網羅をされているのでしょうか。

上田室長

まず、私ども90人を照会させていただいて、実は今もまだやっている部分がございます。その中で回答を得たものという整理をしておりますし、また住民団体さんからいただいた情報につきましては内容を見ておりますし、この資料提供で9月26日に発表させていただいたわけでございますけれども、それ以後、そういう団体の代表の方にもお話をさせていただいているところがございます。最大の情報の中で、漏れなく整理しているつもりでございます。

乾澤委員

市としましては、そういう可能性のあるところについては、その場所の調査をお願いしたいと思います。また、これから住民説明会をされるということなんですけれども、そういった中で、そういう可能性のあるところについてはまた検討もお願いしたいと思います。

中村主席 現時点で、栗東市さんの方で、ここに埋まっているといったような情報をお持ちでしたら、お教え願うとありがたいんですけども。

参事 乾澤委員 今お聞きしていますのが ブロックのところですよ。第1処分場の建物のところですね。その辺のところを証言したということで、ちょっと図面が違うんじゃないかという話を聞いております。その辺は、上田室長さんも現地立会されていますので、住民の方がおっしゃっているのとちょっと違うような形になって、こういう掘削調査をされるということになると、後でまたそういう問題が出るんじゃないか。だから、その辺については十分話をさせていただいて、場所を決定いただきたいと思います。

上田室長 一度お伺いして、この図面をお見せしながら協議をさせていただいたんですが、それ以降、今部長にちょっとお伺いしましたので、もう一度確認をしていきたいと思っております。

岡村委員 ほかにはいかがでしょうか。

長

島田委員 先ほどのアンケート調査、聞き取り調査の網羅の程度ということに関連してなんですが、90人に文書で照会して、現段階で何人の回答があったか教えてください。

上田室長 実は、従業員の方の名簿というのは、私どもの許可関係資料についているもので、そこから住所を調べてということをやっているんですが、そういうものを集めて90人いただきました。その中で、1つ大きいのは、全体で20件いただいているんですが、その中で従業員でないというお答えも含めてもらっておりまして、あと具体的な情報については、そんなに数多くの……。90の方から答えをいただいているのは20でございます。20の中には、従業員でないというふうなお答えもございますけれども、答えをいただいたのは20でございます。

岡村委員 ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか - -。

長 それでは、ほかに特にならぬようでございますので、この件につきましてはこれまでということにしたいと思います。

次に、3のその他といたしまして、事務局から説明をお願いいたします。

(3)

その他

上田室長 あらかじめお送りさせていただいた資料につきまして、既に送っている中で説明できていない資料については資料-1と資料-4でございます。今回の追加調査の結果、それから掘削調査の内容につきましては、10月15日に開催を予定しております専門部会の方にお諮りしていきまして、科学的な評価等についてご議論をいただきたいと思いますと思っております。資料-4も含めまして審議をしていただきたいと思いますというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

岡村委員 ただいまの事務局の説明に対して何かご意見、ご質問等がございますでしょうか - -。

長

なければ、ほかに事務局の方からご報告いただくことはございませんか。今後の運営とか……。

上田室長 本日協議会になりましたので、今後の運営につきましては、また次の機会
で委員さんのご意見もあろうかと思しますので、そのときにご審議いただ
ければいいかなと思っております。

岡村委員 この点について何か。

長

山田委員 ちょっと話は違うんですけども、期限もないので、今回みたいな件がな
いようにしていただきたいと思うので、日程調整の大体この日が何人だった
というのを公表していただければ、冒頭で上田さんがこの日が12人で一番多
かったというふうな説明もなく、すべてこれが……。一番多いのがこの日
でした、だから選びましたというふうに今口で言っても、実際はどの
か全くわからないので、そういうことをやってもらえば、本日ご欠席された
委員さんも納得できるんじゃないか。そういうところをオープンにできま
すか。

上田室長 全委員の皆さんに、皆さんのスケジュールを整理したものを送らせていた
だくということにさせていただきたいと思います。

それと、公表につきましては、お名前等を外した中で、求めがあれば公表
させていただくということによろしいでしょうか。当方から積極的に公表す
るということをお考えでしょうか。

岡村委員 単純に人数だけでいいんですね。

長

山田委員 できれば名前を載せてもらった方が……。

岡村委員 ただ、名前を載せるのはちょっとまずいですね、プライバシーの問題で
長 ですから、総計の数で示すしかないと思えますけれども。

山田委員 全然隠すつもりはないので、日程は出させていただきます。ですから、お
山仲部長 名前は載せないで、丸、ペケ、1カ月余りの期間をいただいているのを、こ
れはあえてお示しするものではないのであれですが、求められれば、名前を
消した上であったらお示しさせていただきます。名前を出すというのは、だ
れがこの会議に出られるか出られないかという仮の意思表示を示していただ
いていますので、そこまではプライバシーの保全の関係から無理だと思いま
す。そこまで求められますか。

山田委員 また同じ問題になりますよ。

山仲部長 個人の本人の情報だったら出せませんが、他人の委員の出席がどうだ
ったかという情報まで求められているわけですか、山田委員は。

山田委員 はい。

岡村委員 ただ、それはどうでしょうね。そういうことをやると……。

長

山田委員 ここの委員の中で、それはどうせ委員にしか配らないでしょう。

上田室長 名前を消したものにつきましては、公表させていただくことは可能かなと
思っています。

山田委員 どんな資料なのかわからないので言えませんがね。

上田室長 何々委員さん、何々委員さん、何々委員さんという縦罫にしまして、あと日付が、例えば9月3日からお伺いしたのですが、9月から10月までの日をずっと、×で整理した表がございます。それについて公表することについてはいいのですが、お名前の入っているところだけは抜かせていただきたいと思っているのですが。下に、合計しまして、この日は何人、この日は何人ということがわかるという……。

山田委員 私のところに早川委員からメールが来るのですけれども、全く事務局を信用されていないような内容なのですね。だから、その資料が本当なのかというその時点からのものがあると思うのです。だから、委員に公表してもいいのかというのを聞いていただければ。プライバシーだ、プライバシーだといって、全部クローズにするよりも。

岡村委員 長 ただ、やっぱりそれは困りますよね。私が一体いつ都合がいいか悪いかというのは、公表されることは私が困るので。個人的な事情がいろいろありますから、一体いつが都合悪いかということ、この委員会の中であれ、ほかの方々に知られるということは避けたいですね。いろいろ公務もあれば、いろんな私的な事柄もありますし。

山田委員 この日はいける、いけないというのは……。

岡村委員 長 それはまずいですね。

山田委員 委員長がそう言うのであれば、別に消していただいても結構です。私は、委員長がそういうふうに言うのであれば、それでオーケーだと思います。

上田室長 それでは、お名前を削除した形で、いただきましたスケジュール表をつくらせていただいて……。

岡村委員 長 しかし、それも若干まずいと思いますけれども。どういうパターンかということで、だれかということが特定できないわけでもありませんから。その×のつけ方です。だから、総数の数だけで私はいいと思います。我々の場合には、特定の期日が入っていれば、これは授業が入っているなということがわかってくるわけで、そうすると教員のだれかだろうということで特定ができていきますよね。ですから、総数で、それぞれの日に午前、午後、都合がいい、悪いという数を出していただくしかないだろうと思います。

上田室長 個人情報に関係もございまして、そういう形で公表させていただくということでよろしいでしょうか。

山田委員 もういいですわ。要りません。

上田室長 どうさせていただいたらよろしいですか。

山田委員 要らんとっているのです。

岡村委員 長 そうしたら、ほかにございませんでしょうか。本日予定しておりました報告事項は以上でございますけれども、その他全般についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします - -。

それでは、特にないようですので、本日のRD最終処分場問題対策委員会の協議会を終了させていただきます。どうも皆様ありがとうございました。

3 . 閉会	司会	<p>この後、事務局から連絡事項があるそうでございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>長時間にわたりまして審議いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本日、協議会ということで、報告事項を説明させていただきました。既に、欠席の委員の方を含めまして、次回以降の開催日の都合を今お聞きしております。集計がまとまりましたら、なるべく委員の皆さんがたくさん参加していただける日を設定させていただきたいと思います。決まりましたら、また早く連絡いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。本日はありがとうございました。</p>
-----------	----	--

以 上